

「第5期町田市国民健康保険事業財政改革計画」の策定について

町田市国民健康保険運営協議会に「第5期町田市国民健康保険事業財政改革計画（以下「第5期計画」という。）」を諮問し、計画案を承認する答申がなされたことを受け、同計画を策定しましたのでご報告いたします。

1. 第5期計画策定の背景

町田市の国民健康保険は、毎年度発生する財政赤字に対して、国民健康保険事業財政改革計画に基づいて計画的な削減を行っています。

2018年度に行われた制度改正により、都道府県単位で財政運営を行うことで市町村ごとに発生する赤字額が安定したため、第5期計画ではこれまでに比べて赤字の将来予測が立てやすくなりました。しかしながら、財政状況を取り巻く環境は、制度面、社会情勢面などにおいて変化し続けているため、前計画の基本方針を継承しつつ、環境変化に適切に対応するよう策定しました。

2. 国民健康保険の財政状況を取り巻く環境変化

（1）赤字市町村が約68%減少

- 1, 112市町村（2014年度）→354市町村（2018年度）
- 赤字のある354市町村は東京都をはじめとする都市部に集中しています。
町田市の計画は、都内の中でも赤字解消の時期が遅い計画となっています。

（2）東京都国民健康保険運営方針の見直し（2020年12月）

- これまで以上に実効性の高い赤字解消計画の策定が求められています。

（3）新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響

- 所得の減少等により、保険税収入の減少と更なる赤字増加が見込まれます。

3. 環境変化を踏まえた第5期計画での対応

- （1）赤字解消に至った市町村の状況や国・都のガイドライン等を参考にした、収入・支出それぞれの要素に切り分けた詳細な赤字要因分析の実施
- （2）第4期計画の「10年間で赤字50%削減」に加え、赤字を完全に解消する目標年次の新規設定
- （3）新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた赤字解消の手法の見直し

4. 第5期計画の概要

第1章 計画策定の趣旨

（1）策定の目的

町田市国民健康保険事業会計では、2019年度に22.3億円の赤字が生じていることから、赤字解消を計画的に行うための具体的取組を定めます。

（2）対象期間

第5期計画の期間は、2021年度から2023年度の3年間とします。

第2章 町田市における国民健康保険の現状

(1) 被保険者の状況

被保険者数は、2019年度末時点で88,294人です。後期高齢者医療制度加入に伴う国民健康保険離脱の影響により、減少傾向にあります。

(2) 保険給付費の状況

被保険者一人あたりの保険給付費は、2018年度では29.2万円で、全国平均31.0万円を下回るものの、都平均27.0万円を上回っています。被保険者の高齢化により、被保険者一人あたりの保険給付費は全国的に増加傾向にあり、町田市においても同様の傾向がみられます。

(3) 保険税の状況

赤字が生じない運営を行うための適正な保険税率として、東京都は区市町村ごとの標準保険料率を示しています。町田市の保険税率は、標準保険料率を大きく下回っている状況です。

(4) 財政の状況

国民健康保険事業会計の歳入全体に占める赤字の割合は、2018年度では5.3%で、全国平均1.4%、都平均4.7%を上回っています。町田市の赤字について詳細な要因分析を行った結果、保険税率の低さが赤字発生の主要因であることが分かりました。

第3章 財政健全化に向けた町田市の対応

(1) 第4期計画から継続して取り組む事項

- 2027年度までに、第4期計画当初(2018年度)の赤字額26.6億円の50%にあたる、13.3億円まで解消します(年間1.5億円の解消)。
- 保険税率は、毎年度改定します。

(2) 第5期計画において新規に設定する事項

- 2032年度までに、赤字を完全に解消します。
- 新型コロナウイルス感染症の影響による赤字の増加分(2021年度6.7億円)は、税率改定の対象から除外して、被保険者の負担軽減を図ります。
- 税率改定による赤字削減額の上限設定(年間3.0億円まで)を廃止することで、「10年間で赤字50%削減」を確実に達成します。

第4章 財政健全化に向けた重点取組事項

(1) 保険給付の適正化

レセプト点検や第三者行為に係る求償などに引き続き取り組みます。

(2) 医療費の適正化

ジェネリック医薬品普及促進等の実施に加え、糖尿病性腎症重症化予防、健診異常値放置者受診勧奨等の取組を強化して実施します。

(3) 保険税徴収の適正な実施

多様な納付方法の導入検討など、利便性の向上についても取り組みます。

第5期町田市国民健康保険事業
財政改革計画

2021年2月
町田市

いきいき生活部保険年金課

第5期町田市国民健康保険事業財政改革計画 目次

第1章 計画策定の趣旨

- 1 策定の目的 1
- 2 対象期間 1

第2章 町田市における国民健康保険の現状

- 1 被保険者の状況 2
- 2 保険給付費の状況 4
- 3 保険税の状況 5
- 4 財政の状況 7

第3章 財政健全化に向けた町田市の対応

- 1 財政健全化の考え方 9
- 2 赤字の要因分析と削減方法 10
- 3 赤字の解消目標年次 12
- 4 第5期計画の目標 13

第4章 財政健全化に向けた重点取組事項

- 1 保険給付の適正化
 - (1) レセプト点検の実施について 14
 - (2) 柔道整復師、あはき師（あんま・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師）の施術に係る療養費について 14
 - (3) 海外療養費について 15
 - (4) 第三者行為に係る求償事務 16
 - (5) 保険者間調整の普及・促進に関する取組の推進 16
- 2 医療費の適正化
 - (1) 特定健康診査・特定保健指導の実施 17
 - (2) 糖尿病性腎症重症化予防の取組の推進 18
 - (3) 健診異常値放置者受診勧奨事業の推進 19
 - (4) 被保険者の適正受診・適正服薬に向けた取組 20
 - (5) 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及促進 20
 - (6) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の取組の推進 21
 - (7) がん検診、歯科健診等と連携した取組 22
- 3 保険税の徴収の適正な実施
 - (1) 町田市の状況 22
 - (2) 目標収納率 23
 - (3) 収納率向上のための今後の取組 24

第5期町田市国民健康保険事業財政改革計画

第1章 計画策定の趣旨

1 策定の目的

国民健康保険の保険給付等に要する費用は、原則として国や都からの法定の公費負担と国民健康保険税（以下、「保険税」という。）収入で賄うこととされています。しかし、国民健康保険制度は、高齢者や低所得者が多く加入していることや、被保険者数が少ない小規模保険者が多いといった構造的な問題を抱えており、被用者保険などと比較して、医療費水準が高い、所得水準が低い、といったリスクを抱えています。

このような問題に対応するため、国民健康保険制度の財政基盤の安定化等を目的として、2018年度に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」に基づく制度改正が行われました。これにより、公費による財政支援が拡充し、また、財政運営の責任主体が都道府県となることで、国民健康保険制度の安定化が図られています。

しかしながら、町田市国民健康保険事業会計（以下、「国保会計」という。）においては、未だ公費と保険税収入では医療費等の支出を賄えない財政状況にあり、歳入不足分を、国保加入者以外も含む会計区分である一般会計から繰り入れることで運営しています。2019年度では、約22.3億円の赤字を法定外繰入で補てんしています。

東京都が2020年12月に策定した東京都国民健康保険運営方針では、決算補てん等を目的とする法定外繰入を行っている市区町村については、赤字の要因分析を行い、その結果を踏まえ、赤字解消の目標年次を定めた上で、計画的に赤字を解消することとされています。町田市においても、保険給付の適正な実施や医療費の適正化、保険税の徴収の適正な実施、適正な保険税率の設定等の取組を実施することにより赤字を解消していくことが求められており、本計画はそのための具体的な取組を定めるものです。

2 対象期間

東京都国民健康保険運営方針は、2021年4月1日から2024年3月31日までの3年間を対象期間としており、本計画も同期間を対象期間とします。

第2章 町田市における国民健康保険の現状

1 被保険者の状況

(1) 被保険者数等の状況

- 被保険者総数は、2010年度以降減少が続いています。2019年度は前年度から2,812人減少し、2019年度末で88,294人となりました。減少の要因としては、後期高齢者医療制度加入による国保離脱の影響が大きく、4,033人でした。
- 町田市の総人口に占める国保の被保険者の割合は、2019年度末現在で20.6%となっており、2009年度以降、減少傾向が続いています。

町田市国保の被保険者数の推移

(各年度 年度末現在)

年度	被保険者総数				
	人	一般被保険者数			退職 被保険者数 人
		人	前期高齢者数 (再掲) 人	前期高齢者 加入割合 %	
2016	101,086	99,655	41,403	41.0%	1,431
2017	95,784	95,177	39,890	41.6%	607
2018	91,106	90,985	37,856	41.6%	121
2019	88,294	88,289	36,756	41.6%	5

※国民健康保険事業年報から作成

異動事由別の資格異動者数の推移

(単位：人)

年度	加入事由						
	転入	社会保険 離脱	生活保護 廃止	出生	後期高齢 者離脱	その他	計
2016	4,196	10,972	208	348	0	966	16,690
2017	3,984	10,947	261	332	0	1,039	16,563
2018	3,970	11,641	274	283	0	2,156	18,324
2019	4,028	12,509	273	288	1	1,954	19,053

(単位：人)

年度	離脱事由						
	転出	社会保険 加入	生活保護 開始	死亡	後期高齢 者加入	その他	計
2016	3,548	13,283	531	592	4,797	1,018	23,769
2017	3,506	11,620	493	570	4,618	1,058	21,865
2018	3,614	11,527	454	538	4,911	1,958	23,002
2019	3,599	11,470	375	534	4,033	1,854	21,865

※加入・離脱ともに国民健康保険事業年報から作成

国保加入率の推移

(各年度 年度末現在)

年度	町田市			東京都		
	被保険者数		加入率	被保険者数		加入率
	人	対前年度比 %		人	対前年度比 %	
2016	101,086	93.5%	23.6%	3,266,328	94.6%	23.9%
2017	95,784	94.8%	22.3%	3,110,257	95.2%	22.6%
2018	91,106	95.1%	21.3%	2,986,641	96.0%	21.5%
2019	88,294	96.9%	20.6%			

※国民健康保険事業年報、東京都統計データから作成

(2) 被保険者の年齢構成

- 一般被保険者のうち、保険給付費の増減に大きく影響する前期高齢者（65歳以上75歳未満の高齢者）数は、2019年度末36,756人で、前年度から1,100人減少しました。しかし、被保険者全体の人数も減少していることから、被保険者全体に占める前期高齢者数の比率は横ばいとなっています。
- 前期高齢者の割合を比較（2018年度時点）すると、町田市は41.6%で、全国平均43.2%をやや下回っているものの、東京都平均33.2%を上回っています。

前期高齢者の加入割合の比較

(各年度 年度末現在)

(単位：平方メートル)

年度	東京都					全国平均
	特別区	市		町村		
		町田市				
2016	32.7%	30.1%	38.3%	41.0%	40.0%	41.1%
2017	33.2%	30.6%	39.2%	41.6%	41.9%	42.5%
2018	33.2%	30.4%	39.2%	41.6%	42.8%	43.2%
2019	33.2%	30.4%	39.2%	41.6%	42.8%	43.2%

※国民健康保険事業年報から作成

(3) 被保険者の異動状況

- 2018年度に資格異動のあった被保険者数は、延べ41,326人となっており、これを年間平均被保険者数で除した異動率は43.9%です。また、転出者と転入者は延べ7,584人となっており、異動率のうち転出入に限った場合の割合は8.1%です。異動率、転出入率ともに、概ね全国平均並みで推移しています。

被保険者の異動状況（2018年度）

年度	東京都					全国平均
	特別区	市		町村		
		町田市				
異動率	51.3%	54.6%	44.5%	43.9%	30.6%	41.1%
転出入率	16.0%	18.7%	10.1%	8.1%	6.3%	8.1%

※国民健康保険事業年報から作成

(4) 所得の状況

- 被保険者一人あたり所得金額（旧ただし書き所得）は、2018年度で約92万円です。
- 保険料（税）の計算において、所得の合計額が一定額以下の場合、保険料（税）が軽減されます。国保加入世帯に占める軽減世帯数の割合を比較（2018年度時点）すると、町田市は45.3%で、全国平均55.2%を下回るものの、東京都平均44.4%をやや上回っています。

一人あたり所得金額の推移

年度	東京都					全国平均
	特別区	市		町村		
		町田市				
2016	102万円	107万円	92万円	91万円	76万円	68万円
2017	104万円	109万円	94万円	91万円	77万円	69万円
2018	106万円	112万円	94万円	92万円	78万円	69万円

※国民健康保険実態調査（厚生労働省）から作成

※各年度の前年の所得を各年度の9月末の被保険者数により除した額

保険料（税）軽減世帯の割合（2018年度）

世帯区分	東京都					全国平均
		特別区	市		町村	
			町田市			
7（6）割軽減世帯	26.8%	27.3%	25.9%	24.6%	24.6%	30.6%
5（4）割軽減世帯	9.3%	8.9%	10.1%	10.2%	11.7%	13.6%
2割軽減世帯	8.3%	7.5%	10.0%	10.5%	11.3%	11.0%
合計	44.4%	43.7%	46.0%	45.3%	47.6%	55.2%

※基盤安定負担金交付申請書、都国保運営方針から作成

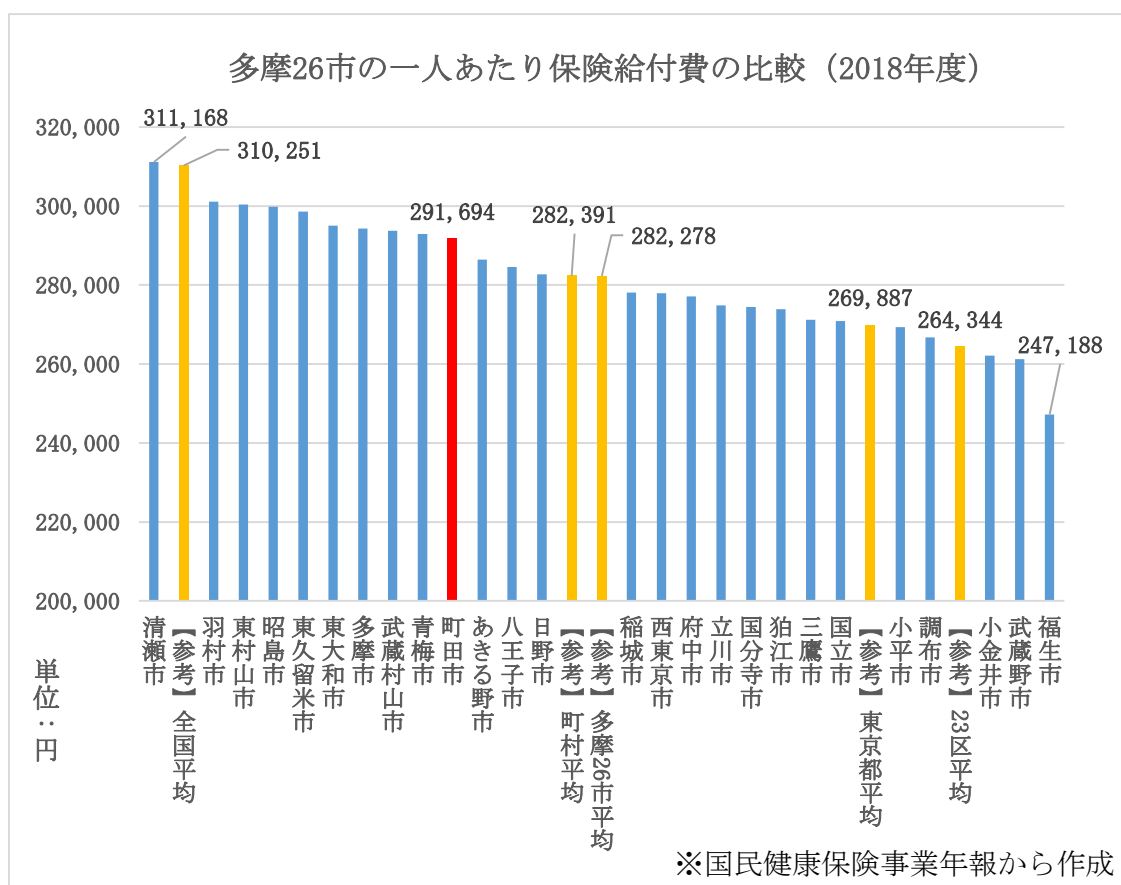
2 保険給付費の状況

- 被保険者の高齢化に伴う医療費の高額化などにより、被保険者一人あたりの保険給付費は、全国平均、都平均ともに年々増加しています。町田市においても同様の傾向がみられており、2019年度の一人あたり保険給付費は300,507円で、前年度から8,813円増加しました。
- 一人あたりの保険給付費を比較（2018年度時点）すると、町田市は291,694円で、26市中10位です。全国平均310,251円よりは低いものの、東京都平均269,887円や多摩26市平均282,278円を上回っています。要因としては、前期高齢者の加入割合の高さが挙げられます。

一人あたり保険給付費の推移

年度	東京都					全国平均
	特別区	市		町村		
		町田市				
2016	261千円	257千円	270千円	274千円	268千円	296千円
2017	267千円	262千円	277千円	283千円	280千円	305千円
2018	270千円	264千円	282千円	292千円	282千円	310千円
2019				301千円		

※国民健康保険事業年報から作成、審査支払手数料含む



3 保険税の状況

※「保険料」と「保険税」については、主に時効消滅の期間の違いがありますが、どちらの方式にするかは保険者の裁量とされており、町田市では「保険税」として被保険者から国保の運営に要する費用を徴収しています。そのため、以下、町田市の保険税を表す場合は「保険税」、都内や全国など両方の方式が含まれる場合は「保険料（税）」とし、用語にあたる「標準保険料率」は用語通りの表現として表記します。

（1）町田市の保険税率及び標準保険料率

- 2019年度、2020年度は、税率改定を行ったことにより、所得割、均等割ともに前年度から増加しています。

- 一人あたり医療費の増加に伴い、制度運営のために必要となる保険税率は上昇する傾向にあります。町田市においては、保険税収納率の向上等により、保険税率の上昇に対して一定の抑制を行うことができました。
- 東京都は、都内各区市町村における適切な保険料（税）率の目安として、「標準保険料率」を示しています。
- 標準保険料率は、赤字がない制度運営を行うために必要な保険料（税）率を示しており、これを下回る保険料（税）率である場合は基本的に赤字の運営となります。町田市は計画的に赤字の解消を進めている段階であり、現状の保険税率は標準保険料率を下回っています。

町田市の保険税率と標準保険料率の推移

年度		医療分		後期高齢者 支援金分		介護納付金分	
		所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
2018	保険税率	5.20%	30,000円	1.76%	10,200円	1.55%	12,000円
	標準保険料率	7.00%	39,788円	2.31%	13,063円	1.93%	14,420円
	差	△1.80%	△9,788円	△0.55%	△2,863円	△0.38%	△2,420円
2019	保険税率	5.40%	31,100円	1.82%	10,500円	1.61%	12,400円
	標準保険料率	6.94%	40,092円	2.31%	13,212円	1.90%	14,104円
	差	△1.54%	△8,992円	△0.49%	△2,712円	△0.29%	△1,704円
2020	保険税率	5.44%	31,400円	1.84%	10,600円	1.63%	12,500円
	標準保険料率	6.65%	38,834円	2.34%	13,420円	2.09%	15,345円
	差	△1.21%	△7,434円	△0.50%	△2,820円	△0.46%	△2,845円

※「保険税率」は町田市における実際の保険税率を、
「標準保険料率」は赤字がない運営をするために東京都が算出する保険料設定を示す。

(2) 所得に占める保険税の割合

- 課税対象所得額(旧ただし書き所得)に対する保険料(税)の割合を、保険料(税)負担率として表します。この値が大きいほど、被保険者の負担が大きい傾向にあることを示します。
- 2018年度の町田市の保険税負担率は9.2%で、全国平均12.4%、東京都平均9.5%を下回っています。

一人あたり課税対象所得額に対する保険料（税）調定額の割合（2018年度）

	東京都					全国平均
	特別区	市		町村		
		町田市				
一人あたり 保険料（税）調 定額	103千円	112千円	81千円	83千円	73千円	88千円
一人あたり 課税対象所得額	1, 077千円	1, 135千円	952千円	897千円	769千円	705千円
負担率	9. 5%	9. 9%	8. 5%	9. 2%	9. 5%	12. 4%

※国民健康保険事業年報から作成（一般被保険者分を対象）

（３） 標準化指数

- 保険料（税）の水準を全国的に比較するための指数として、「標準化指数」があります。標準化指数は、全国水準を1.000とし、それを上回る場合は保険料（税）率が高い傾向にあることを、下回る場合は保険料（税）率が低い傾向にあることを示します。
- 2017年度の数値で比較すると、町田市は0.757で、東京都の0.916、全国の1.000に比べて低い状態にあります。

標準化指数

年度	東京都		全国平均
		町田市	
2015	0.854	0.627	1.000
2016	0.885	0.731	1.000
2017	0.916	0.757	1.000

※市町村国民健康保険における保険料の地域差分析（厚生労働省）から作成

※標準化指数は、平均所得者の保険料水準を示す指標で、次の式で算出されます。

標準化指数

$$= \frac{\text{当該保険者の応能割率} \times \text{全国平均一人当たり旧ただし書き所得} + \text{当該保険者の応益割額}}{\text{全国平均応能割率} \times \text{全国平均一人当たり旧ただし書き所得} + \text{全国平均応益割額}}$$

4 財政の状況

（１） 収支の状況

- 2019年度の国保会計の歳入総額は42,311百万円で、2018年度の44,468百万円に対し、4.9%の減となりました。また、歳出総額は4

1,654百万円で、2018年度の43,587百万円に対し、4.4%の減となりました。

歳入歳出決算額の推移

(単位：千円)

年度	歳入決算額	歳出決算額
2016	51,223,341	49,677,601
2017	50,661,972	48,563,998
2018	44,467,895	43,586,859
2019	42,310,555	41,653,722

※町田市歳入歳出決算書から作成

(2) 法定外繰入金の状況

- 国保会計は毎年度一般会計から繰入を行っていますが、これは、国保会計以外に市町村が負担すべき分として法令で定められた「法定繰入金」と、市町村が独自に繰入を決定した「法定外繰入金」に分けられます。
- 町田市では、被保険者の負担軽減及び保険税の未収額補てん等のため、一般会計から法定外繰入を行うことで、国保事業の運営を維持しています。2019年度は22.4億円の法定外繰入を行いました。
- 国保会計の歳入全体に占める法定外繰入金の割合を比較(2018年度決算時点)すると、町田市は5.3%で、全国平均の1.4%、東京都平均の4.7%を上回っています。

法定外繰入金の推移

(単位：千円)

年度	法定外繰入額 A	歳入決算額 B	法定外繰入の割合 A/B
2016	3,512,254	51,223,341	6.9%
2017	2,616,048	50,661,973	5.2%
2018	2,347,650	44,467,896	5.3%
2019	2,237,471	42,310,555	5.3%

※国民健康保険事業年報から作成

歳入に占める法定外繰入金の推移

年度	東京都					全国平均
	特別区	市		町村		
		町田市				
2016	6.2%	5.9%	7.0%	6.9%	7.5%	2.1%
2017	4.6%	3.9%	6.3%	5.2%	5.4%	1.6%
2018	4.7%	3.7%	6.9%	5.3%	6.6%	1.4%
2019				5.3%		

※国民健康保険事業年報から作成

第3章 財政健全化に向けた町田市の対応

1 財政健全化の考え方

(1) 財政収支の改善に係る基本的な考え方

- 国保会計は、保険給付費などの歳出を、保険税や公費等の歳入で賄い運営する独立採算が原則です（国民健康保険法第10条）。よって、本来は、一人あたり医療費の増加等に伴い歳出が増えた場合には、それを賄うために必要となる歳入を、保険税収入により確保しなければなりません。しかし、現状では、保険税収入と公費では必要な支出額を賄えず、毎年度歳入が不足しており、国保加入者以外も含む会計区分である一般会計からの法定外繰入に依存する運営が続いています。
- 2018年度以降は、国保制度改革により東京都が国民健康保険事業の財政運営の責任主体となりました。町田市は、被保険者から徴収した保険税等を財源として、東京都に対し国民健康保険事業費納付金を納付します。一方、町田市が保険給付を行うための費用は、東京都から全額が交付されます。被保険者からの保険税収入が不足する場合、不足額を一般会計からの法定外繰入金で補てんすることとなります。
- 一般会計からの法定外繰入を行い国保の赤字補てんに充てることは、医療保険制度における給付と負担の関係性が不明確となるほか、国保加入者以外の市民にも、国保の保険給付に係る負担を法定分以上に求めることとなります。
- 赤字解消のための取組を行わない場合、被保険者数の減少により保険税収入は減少していく一方、一人あたり医療費の増加等により国民健康保険事業費納付金は微減に留まることが考えられるため、赤字額は毎年度増加していくことが見込まれます。
- 厚生労働省が2020年5月に改定した「都道府県国民健康保険運営方針策定要領」、及び東京都が2020年12月に策定した「東京都国民健康保険運営方針」では、赤字市町村は赤字を完全に解消する目標年次を定めた上で、赤字解消に向けた取組を定めることとされています。このため、町田市においても、赤字を完全に解消する年次を定め、赤字解消を計画的・段階的に進めます。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、保険税収納率の低下や、所得減少による保険税調定額の減少等、更なる赤字拡大が見込まれています。制度上は、保険料（税）に転嫁すべき費用となりますが、被保険者の負担を考慮すると、慎重な検討が必要となります。
- 町田市の国民健康保険は、被保険者数の減少傾向に加え、被保険者の高齢化により一人あたり医療費の増加が続くと見込まれています。赤字の解消が遅れることは、若年世代への負担となり、また、減少後の少ない被保険者でその負担を分けることとなります。そのため、赤字の完全解消を長期化させることなく、一定期間のうちにすることが望ましいと考えます。
- 全国的には、制度改正に伴う公費拡充や各自治体の赤字解消への積極的な取組により、赤字額が減少すると同時に赤字を完全に解消した保険者が増加しています。

(2) 解消すべき赤字額

- 一般会計からの繰入金には、国保会計以外に市町村が負担すべき分として法令で定められた「法定繰入金」と、市町村が独自に決定した「法定外繰入金」がありま

す。

- 東京都国民健康保険運営方針に基づき、解消すべき赤字額は、「法定外繰入金のうち決算補てん等目的のもの」とします。

一般会計繰入金の内訳（2021年度当初予算）

（単位：千円）

一般会計繰入金	5,246,088
法定繰入金	2,361,995
基盤安定負担金	1,523,290
事務費	676,718
出産育児一時金の2/3	83,160
財政安定化支援事業	78,827
法定外繰入金	2,884,093
決算補てん等目的以外	0
決算補てん等目的（解消すべき赤字額）	2,884,093

決算補てん等を目的とした法定外繰入金の推移

年度	全国	
		町田市
2016	2,526億円	32.6億円
2017	1,751億円	23.9億円
2018	1,258億円	23.3億円
2019		22.3億円

※国民健康保険（市町村）の財務状況（厚生労働省）から作成

2 赤字の要因分析と削減方法

赤字が発生する要因としては、医療費が高いことによる支出過多、保険料（税）率が低いことや収納率が低いことによる収入不足が考えられます。これらの要因それぞれについて、町田市の状況を分析し、その上で削減方法を検討します。

（1）要因分析1：医療費水準

- 医療費の地域差の要因としては、年齢構成、病床数等医療提供体制、健康活動の状況・健康に対する意識、受診行動、住民の生活習慣などが挙げられます。このうち、被保険者の年齢構成による影響を補正し、医療費の地域特性を全国的に比較することができる指数として、医療費の地域差指数（年齢補正後）があります。全国平均を1.000として、それより高い場合は一人あたり医療費が高い傾向にあることを、1.000より低い場合は医療費が低い傾向にあることを示します。
- 町田市は全国平均1.000を下回る0.941（2017年度）であり、医療費水準は全国平均を下回っています。
- 町田市では、医療費水準が高いことを原因とする赤字の発生はありません。

医療費の地域差指数（年齢補正後）の推移

年度	東京都				町田市			
	計	入院	入院外	歯科	計	入院	入院外	歯科
2015	0.976	0.893	1.023	1.062	0.928	0.831	0.983	1.015
2016	0.979	0.894	1.030	1.055	0.934	0.842	0.987	1.023
2017	0.981	0.895	1.034	1.054	0.941	0.853	0.992	1.032

※医療費の地域差分析（厚生労働省）から作成

（２） 要因分析２：保険税設定

- 保険料（税）の水準を全国的に比較するための指数である「標準化指数」では、町田市は全国平均１．０００を下回る０．７５７（２０１７年度）であり、町田市の保険税率は低い設定となっています。
- ２０１６年度及び２０１７年度に税率改定を行ったことで、町田市の標準化指数は０．６２７から０．７５７まで増加しましたが、なお１．０００を大きく下回っており、町田市においては、保険税設定が低い水準であることが分かります。保険税の水準が低いことは保険税収不足につながります。
- 町田市では、保険税設定が低いことが、赤字発生の原因となっています。

標準化指数 （再掲）

年度	東京都		全国平均
		町田市	
2015	0.854	0.627	1.000
2016	0.885	0.731	1.000
2017	0.916	0.757	1.000

※市町村国民健康保険における保険料の地域差分析（厚生労働省）から作成

（３） 要因分析３：収納率

- 町田市の保険税収納率（現年課税分）は９５．８９％（２０１８年度）であり、全国平均９２．８５％を上回っています。
- 町田市では、収納率を原因とする赤字の発生はありません。

国民健康保険税現年課税分収納率の推移

年度	東京都					全国平均
	特別区	市		町村		
		町田市				
2016	87.63%	85.89%	92.70%	92.61%	93.63%	91.92%
2017	88.02%	86.30%	93.27%	93.51%	94.20%	92.45%
2018	88.55%	86.83%	93.82%	95.89%	94.01%	92.85%
2019				95.86%		

※国民健康保険事業年報から作成

(4) 赤字の削減方法

- 要因分析 1～3 から、町田市の赤字発生の要因となっているのは、保険税設定の低さであることが分かります。
- 町田市において、赤字の解消を進めるためには、保険税設定の見直しを行う必要があります。
- 良好な水準を保っている医療費水準を引き続き抑えるために、医療費適正化を一層推進し、また、収納率の維持・向上を保険者の取組として実施するとともに、保険税率を段階的に引き上げることにより、赤字の解消を図ります。

3 赤字の解消目標年次

- 赤字の解消にあたり、保険税率の引き上げを行いますが、被保険者の急激な負担の増加とならないよう、計画的・段階的に税率改定を行います。
- 2027年度までに、2018年度当初予算時点の赤字額である26.6億円の50%にあたる13.3億円まで確実に赤字を解消します。
- 2032年度までに、残る13.3億円を解消します。

4 第5期計画の目標

- 第5期計画の計画期間においては、2020年度に発生した新型コロナウイルス感染症の影響により、被保険者の所得が減少し、保険税収納額が減少することが見込まれます。一方で、一人あたり医療費については、一時的な受診控えによる医療費の減少はあったものの、継続的な減少傾向がみられなかったことから、赤字の大幅な増加が想定されます。
- 被保険者負担の急激な増加とならないよう、保険税率の改定は、毎年度実施します。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により赤字額は増加しますが、これは、被保険者の所得が、以前の水準に戻った場合には、保険税収納額が回復し、税率改定を行うことなく解消されます。そのため、新型コロナウイルス感染症の影響による赤字額（下表のC）は、税率改定による赤字の削減の対象からは除外し、一般会計からの繰入金で対応するものとします（2021年度から2023年度の3ヵ年合計16.9億円見込）。
- 第5期計画期間においては、赤字予測値（下表のA）から、当該年度の税率改定等による赤字解消額（下表のB）、新型コロナウイルス感染症の影響による赤字額（下表のC）を差し引いた残りを、次年度以降の税率改定等により解消すべき赤字額（下表のD）とします。
- 税率改定等により解消すべき赤字額（下表のD）は、将来に負担を残すことのないよう、赤字の解消目標年次の設定に基づき、2027年度までに13.3億円とする必要があります。そのため、各年度1.5億円ずつ確実に削減する計画（下表のB）とします。

各年度の赤字予測とその内訳

	年度	赤字予測値	税率改定等による赤字解消額	赤字額 (コロナ影響分)	赤字額 (次年度以降の 税率改定対象)
			A	B	C
第4期 計画期間	2018	26.6億円			26.6億円
	2019	26.6億円	1.5億円		25.1億円
	2020	25.1億円	1.5億円		23.6億円
第5期 計画期間	2021	30.3億円	1.5億円	6.7億円	22.1億円
	2022	28.3億円	1.5億円	6.2億円	20.6億円
	2023	24.6億円	1.5億円	4.0億円	19.1億円
2021～2023年度合計		83.2億円	4.5億円	16.9億円	61.8億円

A：当該年度の赤字予測値（医療費の増加等による赤字増は含まない）。

B：税率改定等により当該年度中に解消する赤字額。

なお、税率改定額の算定においては、医療費の増加等による赤字増加分を上乗せする。

C：新型コロナウイルス感染症の影響による赤字額。税率改定の対象からは除外する。

D：税率改定等により解消すべき赤字額。次年度以降の税率改定等によって解消を図る。

第4章 財政健全化に向けた重点取組事項

1 保険給付の適正化

(1) レセプト点検の実施について

診療報酬の請求のために医療機関から提出されたレセプトは、東京都国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）の審査委員会で一定の審査を受けた後に保険者に送付されますが、一層の給付の適正化を図るため、過去のレセプトと照合を行うなど、より詳細なレセプト点検を行っています。

ア 町田市の状況

- 町田市では2012年10月から国保連に点検業務の委託を行い、国保連の豊富な専門的知識と電算システムの活用により、大きな効果を上げました。
- 2020年度から、自己負担限度額区分の確認など、国保連委託による点検業務範囲を広げることによって、さらなる給付の適正化を図っています。
- レセプト点検の一人あたり財政効果額を比較（2018年度時点）すると、町田市は1,092円で、全国平均（537円）を上回っていますが、東京都平均（1,384円）に対しては、下回っている状況です。

レセプト点検一人あたり財政効果額の推移

年度	東京都					全国平均
	特別区	市		町村		
		町田市				
2016	866円	837円	939円	1,054円	621円	465円
2017	1,070円	1,018円	1,189円	1,132円	1,141円	499円
2018	1,384円	1,376円	1,395円	1,092円	1,733円	537円
2019				1,355円		

イ 今後の取組

- 国保連への点検業務の委託を継続します。あわせて、国保連主催のレセプト点検事務説明会に参加するなど、町田市担当者の能力向上に努めます。

(2) 柔道整復師、あはき師（あんま・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師）の施術に係る療養費について

柔道整復師及びあはき師による施術については、レセプトではなく、療養費の支給申請書が提出されます。

ア 町田市の状況

- 2019年度における町田市の柔道整復師及びあはき師の施術に係る療養費の支給件数は38,591件となっており、このうち、柔道整復師の施術に係る療養費の支給件数は全体の約89%に相当する34,160件となっています。
- 柔道整復師の施術に係る療養費の支給申請書の点検を国保連に委託しています。
- 負傷の部位が多いものや施術期間が長期にわたるもの、及び短期間に何度も施術を行っているものについては、国保連が受診者に調査票を送付して施術内容の

確認を行っています。

イ 今後の取組

- 柔道整復師の施術に係る療養費の支給申請書の点検や、施術内容の確認について、引き続き国保連への委託を行います。
- 不正請求の疑いがあるものについては、東京都と連携を取り、必要に応じて指導・監査等の対応を行います。

(3) 海外療養費について

海外療養費をめぐっては、海外で療養を受けた事実がないにもかかわらず、支給申請する事案が問題となったため、療養費の支給申請時にパスポート提出を義務づけるなど、内容確認が徹底されています。

ア 町田市の場合

- 町田市における2019年度の海外療養費支給件数は52件となっています。これらの療養費の支給申請書の点検を国保連に委託しています。
- 海外療養費の申請にあたっては、パスポートや航空券等の写しの提出を求め、海外への渡航の事実確認を行っています。町田市ではそれ以外にも、インターネットによる海外の当該医療機関の所在確認等を行い、給付の適正化に努めています。これらの点検を行うことにより、不正請求は0件であることを確認しています。
- 療養費の支給申請書の点検の結果、疑義のあるものが確認された場合について、療養費の支給申請書の再翻訳や現地医療機関の所在確認等を含めた精緻な点検の実施を国保連に委託しています。なお、渡航事実の確認等によるチェックを通して、不正請求の疑いがある事例はこれまでにないことから、委託件数の実績は0件です。

町田市海外療養費支給件数・金額の推移

年度	支給件数		支給金額
		不正請求件数	
2016	86件	0件	2,130,364円
2017	74件	0件	3,555,028円
2018	58件	0件	1,468,658円
2019	52件	0件	1,317,742円

イ 今後の取組

- 疑義がある療養費の支給申請書についての国保連への調査業務委託を継続します。また、不正請求であると判断された事例については、適宜、東京都と連携を取り対応します。
- パスポートや航空券等の写しの提出による海外への渡航の事実確認や、インターネットによる海外の医療機関の所在確認の取組を継続します。

(4) 第三者行為に係る求償事務

被保険者が第三者の行為（事故等）により傷病を負った場合、通常、被保険者は第三者に対して、傷病に係る損害賠償請求権（医療費相当額）を取得します。この傷病の治療において、国民健康保険証を使用した場合、保険者（市）は、被保険者に代わってその医療給付費を第三者に求償します。

ア 町田市の状況

- 第三者行為に係る求償事務は、損害賠償請求額の算出など専門的知識が求められるため、国保連に委託して実施しています。委託範囲について、2018年度までは被保険者の傷病発生が交通事故によるものであり、かつ第三者が損害賠償保険等に参加している場合に限定していましたが、2019年度からは、交通事故以外の傷病や、第三者が損害賠償保険等に参加していない場合についても含めたため、第三者行為に係る求償事務の全てをカバーすることができています。
- 第三者行為による傷病の治療において、被保険者が国民健康保険証を使用した場合には、被保険者は市に傷病届を提出しなければなりません。傷病届が提出されないことにより損害賠償請求を行えない事例については、ハガキや電話により傷病届の提出を促しています。

イ 今後の取組

- 国保連への求償事務の委託を継続します。
- 傷病届が提出されない事例への対策として、ホームページ等を活用し、第三者行為による傷病が発生した場合には市への届け出が必要である旨を周知・啓発するとともに、医療機関等に対し、各種レセプトに第三者行為による傷病である旨を明記するよう依頼するなど、連携を強化します。
- 求償事務を行うにあたり疑義があるときは、国保連や国が委嘱している第三者求償アドバイザーへ助言を求めながら、適切な処理を実施します。

(5) 保険者間調整の普及・促進に関する取組の推進

社会保険への加入等により国保の資格を喪失したにもかかわらず、国保の保険証で受診した場合、受診者は市が負担した医療給付費相当額を市に返還しなければなりません。また、当該受診の給付を受けるためには、受診時に加入していた健康保険にその費用を請求する必要があります。これらの手続きをスムーズに行う手段として、申し出により受診者を介さずに双方の保険者間で調整すること（保険者間調整）が可能です。

ア 町田市の状況

- 保険者間調整について、手続きの効率化を図るため、他の公営保険者、及び全国健康保険協会との調整に係る事務を国保連に委託しています。

保険者間調整実施件数

年度	件数
2016	4,858件
2017	5,319件
2018	1,738件
2019	3,618件

イ 今後の取組

- 他の公営保険者、及び全国健康保険協会に係る調整事務について国保連への委託を継続します。
- 返還金が発生した場合は、速やかに受診者と連携して保険者間調整の手続きを推進します。

2 医療費の適正化

(1) 特定健康診査・特定保健指導の実施

特定健康診査（以下、「特定健診」という。）と特定保健指導は、高血圧症や脂質異常症、糖尿病その他の内臓脂肪の蓄積に起因する生活習慣病等の早期発見と予防のために、40歳から74歳までの被保険者を対象に実施するものです。

ア 町田市の状況

- 町田市の特定健診の受診率は、2018年度実績では45.5%で、全国平均37.9%、東京都平均44.7%に対し、それらを上回っている状況です。
- 特定健診の受診率向上のため、未受診者に対して、まず受診の案内文を送付し、一定期間後に電話及び電子メールによる受診勧奨を行っています。2019年度は、電話勧奨を24,296件、電子メール勧奨を2,739件、通知勧奨を30,000件実施しました。

特定健診受診率の推移

年度	東京都					全国平均
	特別区	市		町村		
		町田市				
2016	44.7%	42.5%	49.1%	45.5%	44.0%	36.6%
2017	44.9%	42.8%	49.3%	45.2%	44.7%	37.2%
2018	44.7%	42.5%	49.4%	45.5%	46.1%	37.9%
2019				45.0%		

※都国保運営方針及び特定健診・特定保健指導
実施結果報告（法定報告）から作成

- 特定健診の結果、生活習慣の改善が必要と判断された被保険者に対して、特定保健指導を行っています。
- 町田市の特定保健指導の実施率は、2018年度実績では10.5%で、全国平均28.8%、東京都平均15.3%に対し、それらを下回っている状況です。
- 特定保健指導の実施率向上のため、電話による保健指導利用勧奨と、未利用者

を対象とした保健指導セミナーを実施しています。2019年度は、電話勧奨を2,460件、保健指導セミナーを3回実施しました。

特定保健指導実施率の推移

年度	東京都					全国平均
	特別区	市		町村		
		町田市				
2016	14.9%	13.6%	17.1%	10.6%	20.1%	24.7%
2017	14.5%	13.2%	16.7%	9.1%	16.4%	25.6%
2018	15.3%	14.3%	17.0%	10.5%	16.6%	28.8%
2019				9.4%		

※都国保運営方針及び特定健診・特定保健指導実施結果報告（法定報告）から作成

イ 今後の取組

- 特定健診受診率60%、特定保健指導実施率60%を目標とします。
- 特定健診の受診率向上のため、郵送物及び電話による受診勧奨回数を2回から3回に増やします。また、国民健康保険加入時の特定健診の案内や、広報誌掲載等の広報活動に取り組みます。
- インフルエンザ等の感染症予防の観点から、冬場に受診が集中しないよう、分散受診を促します。
- 特定保健指導の実施率向上のため、電話による利用勧奨を継続して実施します。また、対象者ごとに過去の特定健診結果及び問診票の分析を行い、将来の検査値予測を記載した通知による勧奨を新たに実施します。
- 特定健診及び特定保健指導の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を徹底のうえ実施します。

(2) 糖尿病性腎症重症化予防の取組の推進

国が策定した「健康日本21（第二次）」では、糖尿病性腎症による人工透析への移行者の減少を目標として掲げています。

ア 町田市の状況

- 町田市の被保険者数に占める人工透析患者数の割合は0.5%とごく少数ですが、患者一人あたりにかかる年間の医療費は約550万円と非常に高額になっており、全体の医療費の7.5%を占めています。
- 町田市が行う特定健診の受診者や糖尿病の受診歴がある被保険者のうち、重症化の恐れがある人に対して予防プログラムへの参加を呼び掛けています。参加者には、保健師等の専門職による面談や電話による指導を6か月間行い生活習慣の改善に取り組みます。また、かかりつけ医と連携して、より効果的に予防プログラムが進められるよう配慮しています。

糖尿病性腎症重症化予防の取組実績

年度	指導実施完了者数		検査値の 維持改善率
		うち人工透析 移行者数	
2017	16人	0人	70.6%
2018	27人	0人	68.9%
2019	42人	0人	75.8%

イ 今後の取組

- 成果目標は、各年度とも「指導実施完了者の人工透析への移行者0人」「検査値の維持改善率70%」とします。
- 生活習慣病改善の意識づけには、保健師等の専門職による指導が有効であるため、これを継続して行います。
- 被保険者が後期高齢者医療制度へ移行した後も、継続的に支援できる体制を構築していきます。
- 面談指導の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を徹底のうえ実施します。

(3) 健診異常値放置者受診勧奨事業の推進

特定健診の結果、治療が必要と判断された被保険者については、特定保健指導だけでなく医療機関での受診が必要となります。しかしながら、これらの被保険者のうち未受診のまま長期間経過してしまうケースが存在します。

ア 町田市の状況

- 特定健診で治療が必要と判断されたにもかかわらず、長期間（半年程度）通院の事実がない被保険者を健診異常値放置者として位置付けています。
- 健診異常値放置者に対して、ハガキ及び電話による受診勧奨を行っています。これにより、病気を放置することによる重症化の予防を図っています。

健診異常値放置者受診勧奨の取組実績

年度	受診勧奨者数	受診者数	受診勧奨者の 医療機関受診率
2017	5,823人	854人	14.7%
2018	5,322人	800人	15.0%
2019	3,555人	298人	8.4%

※受診者数は、受診勧奨後3ヵ月以内に生活習慣病関連で医療機関を受診した人数

イ 今後の取組

- 成果目標は、各年度とも「受診勧奨対象者の医療機関受診率20%」とします。
- 健診異常値放置者に対し、ハガキ及び電話による受診勧奨を継続して実施します。
- 特に検査値が高い対象者については、通知の記載内容や封筒の色・デザイン等を変更し、早急に医療機関を受診するよう、強く勧奨を実施します。

(4) 被保険者の適正受診・適正服薬に向けた取組

重複・頻回受診は、同一傷病で複数の医療機関での受診・投薬が行われることにより、薬の過剰摂取や残薬、被保険者及び保険者の医療費増大の問題が生じるほか、医療現場の負担増にもつながることが指摘されています。これらの問題を解決するために、保険者が適正な受診や服薬を呼びかけるほか、医療を受ける患者側も適切な受診を行うなどの協力が求められています。

ア 町田市の状況

- 重複・頻回受診によって、複数の医療機関から必要以上に薬剤の処方を受けている可能性がある被保険者に対して、ハガキによる是正勧奨を2018年度から行っています。これにより、被保険者の適正受診・適正服薬を促しています。
- 医療費の総額を記載した「医療費のお知らせ」を半年ごとに年2回送付しています。これにより、被保険者の健康に対する意識向上と国保財政の適正化を図っています。

適正服薬に向けた取組実績

年度	是正勧奨者数	服薬状況改善者数	是正勧奨者の服薬状況改善率
2018	1,000人	588人	58.8%
2019	2,500人	565人	22.6%

※服薬状況改善者数は、是正勧奨後3ヵ月以内に服薬状況が改善された人数

イ 今後の取組

- 成果目標は、各年度とも「是正勧奨対象者の服薬状況改善率20%」とします。
- 必要以上に薬剤の処方を受けている可能性がある被保険者に対し、ハガキによる是正勧奨を継続して行います。なお、実施にあたっては、過去3か月の処方状況を分析することで、より正確に多くの対象者を把握します。
- 被保険者に対して、かかる医療費を通知する取組を継続して行います。
- 適正受診・適正服薬の重要性について、広報誌・ホームページ等を通じて広く周知を行います。

(5) 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及促進

ジェネリック医薬品については、患者負担の軽減や医療保険財政の健全化に資することから、普及促進に向けた取組を行うことが求められています。

ア 町田市の状況

- ジェネリック医薬品に変更した場合の差額通知を年3回（4ヵ月分ごと）送付しています。
- 国保加入時にジェネリック医薬品希望カード及び希望シールを配布しています。また、保険年金課窓口にて制度周知用のポケットティッシュを配布しています。

- 町田市のジェネリック医薬品の使用率は、２０１９年度実績では７７．４％で、２０１２年度に差額通知の送付を開始して以後、増加し続けています。

ジェネリック医薬品の使用率の推移

年度	使用率
2016	66.5%
2017	70.7%
2018	75.1%
2019	77.4%

イ 今後の取組

- 成果目標は、各年度とも「ジェネリック医薬品の使用率８０％」とします。
- 差額通知の発送や、ジェネリック医薬品希望カードの配布、広報誌等への掲載を通じての周知拡大などに引き続き取り組みます。
- 三師会（医師会、歯科医師会、薬剤師会）との連携を強化するとともに、三師会を通じ、各医療機関への働きかけを行います。

（６）高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の取組の推進

高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」により、２０２０年４月から、国民健康保険の保健事業及び後期高齢者の保健事業と、介護保険の地域支援事業とを一体的に実施する事業を開始しました。

これにより、医療の視点からもフレイル※予防に取り組むことで、高齢者の生活機能の維持を図ります。

※フレイルとは、高齢期に病気や老化などによる影響を受けて、心身の活力を含む生活機能が低下し、将来要介護状態となる危険性が高い状態で、健康と要介護の間に位置しています。

ア 町田市の状況

- 事業実施にあたっては、事前に医療、健診、介護等のデータを活用し、健康課題を整理分析したうえで、事業の企画立案を行っています。
- 糖尿病性腎症重症化予防の取組については、これまで７４歳までを対象にしていますが、２０２０年度から、７５歳以上の後期高齢者も対象に含め実施しています。
- 国保及び後期高齢者の保健事業参加者に対して、介護保険の地域支援事業への参加を促すなど、国保、高齢者医療、介護等庁内各部局間で連携を図りながら実施しています。

イ 今後の取組

- 後期高齢者も対象に含めた糖尿病性腎症重症化予防の取組を継続して行います。
- 被保険者が後期高齢者医療制度へ移行した後も、継続的に支援できる体制を構築していきます。
- よりきめ細やかな支援を実施するため、庁内の部局間連携事業の拡大について

検討します。

(7) がん検診、歯科健診等と連携した取組

ア 町田市の状況

- 特定健康診査の受診券発送時に、がん検診の案内文を同封することで、特定健康診査とがん検診の同時受診を促しています。また、歯科健診の案内文についても同封し、歯科健診の受診率向上を図っています。
- 糖尿病性腎症重症化予防に係る保健指導時に、歯肉炎及び歯周疾患との関連性についても説明を行い、歯科健診の受診を促しています。

イ 今後の取組

- 特定健康診査や保健指導等において、継続してがん検診及び歯科健診の受診を促していきます。
- 国保加入時に、特定健康診査と合わせてがん検診等の案内を行うなど、庁内各部局間と連携した受診勧奨を検討します。

3 保険税の徴収の適正な実施

(1) 町田市の状況

ア 保険税の収納の状況

- 町田市における2019年度の現年課税分収納率は95.86%で、2016年度の92.61%に比べ3.25ポイント増加しています。2018年度に国民健康保険税の徴収完全一元化を実施し、納税課のノウハウを活用したことにより増加したものです。2018年度の全国平均92.85%及び東京都平均88.55%よりも高い水準にあり、その水準を町田市は2018年度から2019年度にかけて維持しています。

国民健康保険税現年課税分収納率の推移 (再掲)

年度	東京都					全国平均
		特別区	市		町村	
			町田市			
2016	87.63%	85.89%	92.70%	92.61%	93.63%	91.92%
2017	88.02%	86.30%	93.27%	93.51%	94.20%	92.45%
2018	88.55%	86.83%	93.82%	95.89%	94.01%	92.85%
2019				95.86%		

※国民健康保険事業年報から作成

イ 滞納世帯等の状況

- 2020年6月1日現在の滞納世帯数は5,380世帯となっており、国保の加入世帯数58,766世帯に対する割合は9.2%です。新型コロナウイルス感染症拡大の影響で前年度に比べて増加していますが、東京都平均の22.3%と比較して低い割合であり、良好な水準となっています。

滞納世帯の状況

年度	東京都			町田市		
	加入世帯数	滞納世帯数	滞納者割合	加入世帯数	滞納世帯数	滞納者割合
2016	2,246,742	503,998	22.4%	63,655	7,520	11.8%
2017	2,185,514	487,424	22.3%	61,394	6,772	11.0%
2018	2,131,616	474,881	22.3%	59,435	4,991	8.4%
2019				58,766	5,380	9.2%

※予算関係資料（厚生労働省）、都国保運営方針から作成

ウ 収納対策の状況

収納率維持を目指し、以下の対策を実施しています。

○ 口座振替の推進

口座振替を原則化し、国保加入時に口座登録の案内を行うほか、手続きを簡便にするため、キャッシュカードを通すことで簡単に口座登録のできる専用端末を導入しています。

○ 催告と納税相談

文書催告、オペレーター電話催告、SMS催告などを計画的に実施することにより、滞納者に対し自主納付を促すとともに、納付が困難な方については、丁寧な納税相談を行っています。また、平日に来庁することが困難な方のために日曜窓口（日曜開庁）を実施しています。滞納の続く世帯に対しては、医療機関窓口での自己負担割合が10割になる被保険者資格証明書を交付しています。

○ 滞納処分

様々な方法により納税機会を確保するよう努めていますが、納付資力があるにもかかわらず納税いただけない方には、保険税負担の公平性の観点から、適正な財産調査のうえ、滞納処分を行っています。

(2) 目標収納率

ア 目標設定の考え方

- 東京都国民健康保険運営方針では、都内市区町村における現年課税分の目標収納率を、前年度収納率実績に応じて設定しています。町田市においては、人口規模が大きいことや、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、都の運営方針によらず、町田市独自に目標収納率を設定します。

イ 目標収納率

- 町田市の収納率は、全国平均及び東京都平均と比較しても良好な水準であることから、この水準を堅持することが重要です。新型コロナウイルス感染症の影響による収納率の低下が懸念されますが、2021年度の目標収納率を2019年度実績（95.86%）と同水準である95.70%とします。また、2022年度以降はこれを維持することを目標とします。

現年課税分目標収納率

	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
都設定目標収納率 (前年度実績が95%以上 97%未満の自治体)		前年度実績 +0.10pp	前年度実績 +0.10pp	前年度実績 +0.10pp
町田市収納率実績	95.86%			
町田市目標収納率		95.70%	95.70%	95.70%

(3) 収納率向上のための今後の取組

○ 多様な納付方法の更なる導入の検討

被保険者の納付に関する利便性の向上を図るため、スマートフォンを使ったクレジットカード決済納付やスマートフォン決済納付などのキャッシュレス納付を導入しました。今後も、新たな納付方法等の導入を進めていきます。